１．設計・工事監理 業務報酬算定基準

◇ 国土交通省告示第１５号

建築士事務所の開設者がその業務に関して

請求することのできる報酬の基準

国土交通省告示第十五号

○国土交通省告示第十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

平成二十一年一月七日

平成二十一年六月四日(一部改正)

国土交通大臣　金子　一義

第一　業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務（以下「設計等の業務」という。）に関して請求することのできる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他の特別の場合を除き、第二の業務経費、第三の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二　業務経費

業務経費は、次のイからニまでに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計額とする。この場合において、これらの経費には、課税仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

イ　直接人件費

直接人件費は、設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に関して必要となる給与、諸手当、賞与、退職給与、法定保険料等の人件費の一日当たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の合計とする。

ロ　特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計額とする。

ハ　直接経費

直接経費は、印刷製本費、複写費、交通費等設計等の業務に関して直接必要となる費用（ロに定める経費を除く。）の合計額とする。

ニ　間接経費

間接経費は、設計等の業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、

研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用（イからハまでに定める経費を除く。）のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額とする。

第三　技術料等経費

技術料等経費は、設計等の業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用とする。

第四　直接人件費等に関する略算方法による算定

業務経費のうち直接人件費並びに直接経費及び間接経費の合計額の算定については、第二のイ、ハ又はニにかかわらず、次のイ又はロに定める算定方法を標準とした略算方法によることができるものとする。ただし、建築物の床面積の合計が、別添二に掲げる建築物の類型ごとに別添三に掲げる床面積の合計の欄に掲げる値のうちの最も小さい値を下回る建築物又は最も大きい値を上回る建築物にあっては、その略算方法によることができないものとする。

イ　直接人件費

設計等の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、別添二に掲げる建築物の類型に応じて、通常当該業務に従事する者一人について一時間当たりに要する人件費に別添三に掲げる標準業務人・時間数を乗じて算定する方法

ロ　直接経費及び間接経費の合計額

直接経費及び間接経費の合計額の算定は、直接人件費の額に一・〇を標準とする倍数を乗じて算定する方法

2　前項イに定める算定方法において、標準業務内容のうち一部の業務のみ行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数から行われない業務に対応した業務人・時間数を削減することにより算定するものとする。

3　第一項イに定める算定方法において、別添四に掲げる業務内容など標準業務内容に含まれない追加的な業務を行う場合は、別添三に掲げる標準業務人・時間数に当該業務に対応した業務人・時間数を付加することにより算定するものとする。

4　第一項ロに定める算定方法において、直接経費及び間接経費が通常の場合に比べ著しく異なる場合は、乗ずる倍数を調整することにより算定するものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　昭和五十四年建設省告示第千二百六号は、廃止する。

別添一

標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

１　設計に関する標準業務

一　基本設計に関する標準業務

建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあってはロ(1)に、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあってはロ（2）に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ　業務内容

項目		業務内容
(1)　設計条件等の整理	(ⅰ)　条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ⅱ)　設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
(2)　法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(ⅰ)　法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ⅱ)　建築確認申請に係る関係機関と打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3)　上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4)　基本設計方針の策定	(ⅰ)　総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ⅱ)　基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
(5)　基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6)　概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7)　基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

ロ　成果図書

（１）　戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1)　総合	①　計画説明書 ②　仕様概要書 ③　仕上概要表 ④　面積表及び求積図 ⑤　敷地案内図 ⑥　配置図

		⑦　平面図（各階） ⑧　断面図 ⑨　立面図 ⑩　工事費概算書
(2)　構造		①　構造計画説明書 ②　構造設計概要書 ③　工事費概算書
(3)　設備	(ⅰ)　電気設備	①　電気設備計画説明書 ②　電気設備設計概要書 ③　工事費概算書 ④　各種技術資料
	(ⅱ)　給排水衛生設備	①　給排水衛生設備計画説明書 ②　給排水衛生設備設計概要書 ③　工事費概算書 ④　各種技術資料
	(ⅲ)　空調換気設備	①　空調換気設備計画説明書 ②　空調換気設備設計概要書 ③　工事費概算書 ④　各種技術資料
	(ⅳ)　昇降機等	①　昇降機等計画説明書 ②　昇降機等設計概要書 ③　工事費概算書 ④　各種技術資料

（注）１　建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
２　「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
３　(2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
４　「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
５　「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
６　「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

（２）　戸建木造住宅に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1)　総合	①　仕様概要書 ②　仕上概要表 ③　配置図 ④　平面図（各階） ⑤　断面図 ⑥　立面図 ⑦　工事費概算書
(2)　構造	①　仕様概要書 ②　工事費概算書
(3)　設備	①　仕様概要書 ②　設備位置図（電気、給排水衛生及び空調換気） ③　工事費概算書

（注）1　建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
2　「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
3　(2)及び(3)に掲げる成果図書は、(1)に掲げる成果図書の中に含まれる場合がある。

二　実施設計に関する標準業務

工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、別添二第一号から第十二号までに掲げる建築物並びに第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものを除く。）にあってはロ（１）に、別添二第十三号及び第十四号に掲げる建築物（木造のものに限る。）並びに第十五号に掲げる建築物にあってはロ（２）に掲げる成果図書を作成するために必要なイに掲げる業務をいう。

イ　業務内容

項目		業務内容
(1)　要求等の確認	(ⅰ)　建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ⅱ)　設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2)　法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(ⅰ)　法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ⅱ)　建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。

(3) 実施設計方針の策定	(ⅰ) 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ⅱ) 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(ⅲ) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4) 実施設計図書の作成	(ⅰ) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(ⅱ) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

ロ　　成果図書

（１）　戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書

設計の種類		成果図書
(1)　総合		①　建築物概要書 ②　仕様書 ③　仕上表 ④　面積表及び求積図 ⑤　敷地案内図 ⑥　配置図 ⑦　平面図（各階） ⑧　断面図 ⑨　立面図（各面） ⑩　矩計図 ⑪　展開図 ⑫　天井伏図（各階） ⑬　平面詳細図 ⑭　部分詳細図 ⑮　建具表 ⑯　工事費概算書 ⑰　各種計算書 ⑱　その他確認申請に必要な図書
(2)　構造		①　仕様書 ②　構造基準図 ③　伏図（各階） ④　軸組図 ⑤　部材断面表 ⑥　部分詳細図 ⑦　構造計算書 ⑧　工事費概算書 ⑨　その他確認申請に必要な図書
(3)　設備	(ｉ)　電気設備	①　仕様書 ②　敷地案内図 ③　配置図 ④　受変電設備図 ⑤　非常電源設備図 ⑥　幹線系統図 ⑦　電灯、コンセント設備平面図（各階） ⑧　動力設備平面図（各階） ⑨　通信・情報設備系統図 ⑩　通信・情報設備平面図（各階） ⑪　火災報知等設備系統図 ⑫　火災報知等設備平面図（各階） ⑬　屋外設備図 ⑭　工事費概算書 ⑮　各種計算書 ⑯　その他確認申請に必要な図書

	(ⅱ)給排水衛生設備	①　仕様書 ②　敷地案内図 ③　配置図 ④　給排水衛生設備配管系統図 ⑤　給排水衛生設備配管平面図（各階） ⑥　消火設備系統図 ⑦　消火設備平面図（各階） ⑧　排水処理設備図 ⑨　その他設置設備設計図 ⑩　部分詳細図 ⑪　屋外設備図 ⑫　工事費概算書 ⑬　各種計算書 ⑭　その他確認申請に必要な図書
	(ⅲ)空調換気設備	①　仕様書 ②　敷地案内図 ③　配置図 ④　空調設備系統図 ⑤　空調設備平面図（各階） ⑥　換気設備系統図 ⑦　換気設備平面図（各階） ⑧　その他設置設備設計図 ⑨　部分詳細図 ⑩　屋外設備図 ⑪　工事費概算書 ⑫　各種計算書 ⑬　その他確認申請に必要な図書
	(ⅳ)昇降機等	①　仕様書 ②　敷地案内図 ③　配置図 ④　昇降機等平面図 ⑤　昇降機等断面図 ⑥　部分詳細図 ⑦　工事費概算書 ⑧　各種計算書 ⑨　その他確認申請に必要な図書

（注）１　建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
２　「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
３　「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。

（２）戸建木造住宅に係る成果図書

設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図（各面） ⑩ 矩計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図 ⑬ 建具表 ⑭ 工事費概算書 ⑮ その他確認申請に必要な図書
(2) 構造	① 仕様書 ② 基礎伏図 ③ 床伏図 ④ はり伏図 ⑤ 小屋伏図 ⑥ 軸組図 ⑦ 構造計算書 ⑧ 工事費概算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書
(3) 設備	① 仕様書 ② 設備位置図（電気、給排水衛生及び空調換気） ③ 工事費概算書 ④ その他確認申請に必要な図書

（注） 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
2 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
3 別添二第十五号に該当する建築物については、確認申請に必要な図書のみとする。

三　工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、前号ロに掲げる成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1)　設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2)　工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。

２　工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

一　工事監理に関する標準業務

前項第二号ロに定める成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項目		業務内容
(1)　工事監理方針の説明等	(ⅰ)工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
	(ⅱ)工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2)　設計図書の内容の把握等	(ⅰ)設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	(ⅱ)質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3)　設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(ⅰ)施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図（躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
	(ⅱ)工事材料、設備機器等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
(4)　工事と設計図書との照合及び確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

(5)　工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するように求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由については建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。
(6)　工事監理報告書等の提出	工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。

二　その他の標準業務

前号に定める業務と一体となって行われる次に掲げる業務をいう。

項目	業務内容
(1)　請負代金内訳書の検討及び報告	工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。
(2)　工程表の検討及び報告	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(3)　設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。

(4)　工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(ⅰ)　工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。
	(ⅱ)　工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	(ⅲ)　工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあっては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
(5)　工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
(6)　関係機関の検査の立会い等		建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。
(7)　工事費支払いの審査	(ⅰ)　工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。
	(ⅱ)　最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

別添二

建築物の類型	建築物の用途等	
	第１類 （標準的なもの）	第２類 （複雑な設計等を必要とするもの）
一　物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二　生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
三　運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四　業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五　商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
六　共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
七　教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	―
八　専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等
九　宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル（宴会場等を有するもの）、保養所等
十　医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一　福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
十二　文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
十三　戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）	戸建住宅	―
十四　戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）	戸建住宅	―
十五　その他の戸建住宅	戸建住宅	―

（注）１　社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。

２　第１類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第２類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

別添三

1　別添一第１項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第１の１から別表第 15 までの表の(一)設計の欄に掲げるものとする。

2　別添一第２項に掲げる業務内容に係る標準業務人・時間数は、別添二に掲げる建築物の類型ごとに、別表第１の１から別表第 15 までの表の(二)工事監理等の欄に掲げるものとする。

3　次に掲げる表において、総合の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第１項第一号ロ及び第二号ロの各表の(１)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第１項第二号ロの各表の(１)総合の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。

4　次に掲げる表において、構造の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第１項第一号ロ及び第二号ロの各表の(２)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第１項第二号ロの各表の(２)構造の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、平面及び立面が不整形であるなど特殊な形状の建築物にあっては 1.3、軟弱な地盤であるなど特殊な敷地上の建築物にあっては 1.2、特殊な敷地上の特殊な形状の建築物にあっては 1.4 を標準とする倍数を、それぞれ該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。

5　次に掲げる表において、設備の欄に掲げる標準業務人・時間数は、(一)設計の欄においては別添一第１項第一号ロ及び第二号ロの各表の(３)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数と、(二)工事監理等の欄においては別添一第１項第二号ロの各表の(３)設備の欄に掲げる成果図書に係る標準業務人・時間数とする。ただし、中央管理方式の空気調和設備、スプリンクラー設備等の自動式の消火設備などの機能水準が高い設備が設けられる建築物にあっては、1.4 を標準とする倍数を該当する業務人・時間数に乗じたものを標準業務人・時間数とする。

6　次に掲げる表において、標準業務人・時間数は、一級建築士として２年又は二級建築士として７年の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・時間数の標準を示したものである。

7　次に掲げる表において、床面積の算定は、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものとする。

別表第１の１　物流施設（別添二第一号（第１類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	450	550	630	760	880	1,100	1,400	1,600	1,900	2,300	2,600
	構造	240	300	350	440	510	640	850	1,100	1,200	1,600	1,800
	設備	220	260	290	350	400	470	590	710	800	950	1,100
(二)工事監理等	総合	250	280	310	350	380	430	500	570	620	710	770
	構造	100	110	130	140	160	180	210	240	270	300	330
	設備	96	100	110	120	130	140	160	170	180	200	210

別表第１の２　物流施設（別添二第一号（第２類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	1,200	1,400	1,600	2,000	2,500	3,000	3,500	4,200	4,800
	構造	350	440	510	640	850	1,100	1,200	1,600	1,800
	設備	290	350	400	470	590	710	800	950	1,100
(二)工事監理等	総合	760	860	940	1,100	1,200	1,400	1,500	1,800	1,900
	構造	130	140	160	180	210	240	270	300	330
	設備	110	120	130	140	160	170	180	200	210

別表第２の１　生産施設（別添二第二号（第１類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	460	570	670	840	980	1,200	1,600	2,000	2,400	3,000	3,500
	構造	270	350	420	540	660	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900
	設備	140	200	250	340	420	570	850	1,200	1,400	2,000	2,500
(二)工事監理等	総合	380	420	450	500	530	590	670	740	800	880	950
	構造	84	110	120	160	180	230	310	390	460	580	680
	設備	48	63	76	99	120	160	220	280	340	440	540

別表第２の２　生産施設（別添二第二号（第２類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	1,500	1,800	2,200	2,700	3,600	4,500	5,300	6,600	7,700
	構造	420	540	660	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900
	設備	250	340	420	570	850	1,200	1,400	2,000	2,500
(二)工事監理等	総合	1,100	1,200	1,300	1,400	1,600	1,800	1,900	2,100	2,300
	構造	120	160	180	230	310	390	460	580	680
	設備	76	99	120	160	220	280	340	440	540

別表第３の１　運動施設（別添二第三号（第１類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,300	1,600	1,900	2,300	2,700	3,300	4,300	5,300	6,200
	構造	540	630	700	820	920	1,100	1,300	1,500	1,700
	設備	490	570	650	760	860	1,000	1,200	1,500	1,600
(二)工事監理等	総合	710	840	940	1,100	1,300	1,500	1,800	2,200	2,400
	構造	250	260	260	270	280	290	310	320	330
	設備	190	220	250	290	320	380	460	540	600

別表第３の２　運動施設（別添二第三号（第２類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	2,200	2,700	3,200	3,900	5,100	6,200	7,200
	構造	700	820	920	1,100	1,300	1,500	1,700
	設備	650	760	860	1,000	1,200	1,500	1,600
(二)工事監理等	総合	940	1,100	1,300	1,500	1,800	2,200	2,400
	構造	260	270	280	290	310	320	330
	設備	250	290	320	380	460	540	600

別表第４の１　業務施設（別添二第四号（第１類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,000	1,200	1,400	1,700	1,900	2,300	2,800	3,400	3,800
	構造	460	560	640	790	910	1,100	1,400	1,700	2,000
	設備	340	450	540	700	850	1,100	1,500	2,000	2,400
(二)工事監理等	総合	460	520	560	630	690	780	900	1,000	1,100
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830

別表第４の２　業務施設（別添二第四号（第２類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	2,000	2,400	2,700	3,300	3,700	4,400	5,500	6,500	7,400	8,800	10,000
	構造	460	560	640	790	910	1,100	1,400	1,700	2,000	2,500	2,800
	設備	340	450	540	700	850	1,100	1,500	2,000	2,400	3,100	3,800
(二)工事監理等	総合	890	1,000	1,100	1,200	1,300	1,500	1,700	2,000	2,100	2,400	2,600
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370	420	460
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830	1,100	1,400

別表第５の１　商業施設（別添二第五号（第１類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		300㎡	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	910	1,100	1,200	1,400	1,500	1,700	1,900	2,300	2,600	2,900
	構造	310	380	460	520	620	700	840	1,100	1,300	1,400
	設備	280	340	400	450	530	590	690	840	990	1,100
(二)工事監理等	総合	620	660	700	730	770	800	850	910	960	1,000
	構造	110	130	150	160	190	200	230	270	300	330
	設備	110	130	150	170	190	220	250	300	350	390

別表第５の２　商業施設（別添二第五号（第２類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		300㎡	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	1,200	1,400	1,600	1,700	2,000	2,200	2,500	3,000	3,400	3,700	4,300	4,700
	構造	310	380	460	520	620	700	840	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900
	設備	280	340	400	450	530	590	690	840	990	1,100	1,300	1,500
(二)工事監理等	総合	1,200	1,300	1,400	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
	構造	110	130	150	160	190	200	230	270	300	330	370	400
	設備	110	130	150	170	190	220	250	300	350	390	450	490

別表第６の１　共同住宅（別添二第六号（第１類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,100	1,300	1,600	1,900	2,200	2,800	3,600	4,500	5,200
	構造	510	630	730	910	1,100	1,300	1,700	2,100	2,500
	設備	350	440	510	640	760	950	1,300	1,600	1,900
(二)工事監理等	総合	570	680	780	940	1,100	1,300	1,600	1,900	2,200
	構造	160	200	240	300	360	460	620	790	940
	設備	150	180	200	240	270	330	410	490	550

別表第６の２　共同住宅（別添二第六号（第２類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	2,400	3,000	3,400	4,300	5,600	6,900	8,100	10,000	12,000
	構造	730	910	1,100	1,300	1,700	2,100	2,500	3,000	3,500
	設備	510	640	760	950	1,300	1,600	1,900	2,300	2,700
(二)工事監理等	総合	1,100	1,300	1,500	1,800	2,300	2,700	3,100	3,700	4,200
	構造	240	300	360	460	620	790	940	1,200	1,400
	設備	200	240	270	330	410	490	550	660	750

別表第７　教育施設（別添二第七号関係）　　（単位　人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	1,100	1,500	1,800	2,300	2,800	3,700	5,200	6,900	8,400	11,000	13,000
	構造	400	520	630	830	1,000	1,300	1,900	2,500	3,000	3,900	4,700
	設備	420	550	670	880	1,100	1,400	2,000	2,600	3,100	4,100	4,900
(二)工事監理等	総合	480	650	800	1,100	1,300	1,800	2,700	3,600	4,500	6,100	7,500
	構造	120	160	200	280	360	500	760	1,100	1,300	1,900	2,300
	設備	170	230	290	390	490	660	970	1,300	1,600	2,200	2,700

別表第８の１　専門的教育・研究施設（別添二第八号（第１類）関係）　　（単位　人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	2,400	2,800	3,100	3,500	4,200	4,800	5,200	6,000	6,600
	構造	550	690	820	1,000	1,400	1,700	2,000	2,600	3,000
	設備	470	650	820	1,100	1,700	2,400	3,000	4,100	5,200
(二)工事監理等	総合	790	890	960	1,100	1,300	1,400	1,500	1,700	1,900
	構造	220	260	300	350	440	520	590	710	800
	設備	200	230	260	310	390	470	530	630	710

別表第８の２　専門的教育・研究施設（別添二第八号（第２類）関係）　　（単位　人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	2,700	3,100	3,400	3,800	4,500	5,200	5,700	6,500	7,200
	構造	550	690	820	1,000	1,400	1,700	2,000	2,600	3,000
	設備	470	650	820	1,100	1,700	2,400	3,000	4,100	5,200
(二)工事監理等	総合	1,300	1,500	1,600	1,800	2,100	2,300	2,500	2,800	3,100
	構造	220	260	300	350	440	520	590	710	800
	設備	200	230	260	310	390	470	530	630	710

別表第９の１　宿泊施設（別添二第九号（第１類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,700	2,100	2,500	3,100	4,100	5,100	5,900
	構造	990	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900	2,100
	設備	690	850	990	1,200	1,600	2,000	2,300
(二)工事監理等	総合	880	990	1,100	1,200	1,400	1,600	1,700
	構造	210	260	310	380	500	630	740
	設備	210	260	300	360	450	550	620

別表第９の２　宿泊施設（別添二第九号（第２類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	3,200	4,000	4,700	5,800	7,700	9,600	11,000	14,000	16,000
	構造	990	1,100	1,300	1,400	1,700	1,900	2,100	2,500	2,700
	設備	690	850	990	1,200	1,600	2,000	2,300	2,900	3,300
(二)工事監理等	総合	2,000	2,300	2,500	2,800	3,200	3,600	3,900	4,400	4,800
	構造	210	260	310	380	500	630	740	920	1,100
	設備	210	260	300	360	450	550	620	750	860

別表第１０の１　医療施設（別添二第十号（第１類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		300㎡	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	960	1,300	1,600	1,800	2,300	2,700	3,300	4,400	5,500	6,400
	構造	370	480	600	690	850	980	1,200	1,600	1,900	2,200
	設備	330	460	600	720	940	1,100	1,500	2,000	2,600	3,200
(二)工事監理等	総合	490	630	760	870	1,100	1,200	1,500	1,900	2,200	2,600
	構造	94	120	140	160	190	220	260	330	390	450
	設備	97	130	170	200	260	310	390	530	680	810

別表第１０の２　医療施設（別添二第十号（第２類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	2,500	3,100	3,600	4,500	5,900	7,400	8,600	11,000	13,000
	構造	690	850	980	1,200	1,600	1,900	2,200	2,700	3,100
	設備	720	940	1,100	1,500	2,000	2,600	3,200	4,100	4,900
(二)工事監理等	総合	1,000	1,200	1,400	1,700	2,200	2,600	3,000	3,700	4,200
	構造	160	190	220	260	330	390	450	540	610
	設備	200	260	310	390	530	680	810	1,000	1,200

別表第１１の１　福祉・厚生施設（別添二第十一号（第１類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,100	1,400	1,700	2,300	2,800	3,600	5,200	6,900	8,400
	構造	340	440	530	690	830	1,100	1,500	2,000	2,400
	設備	350	480	610	850	1,100	1,500	2,300	3,200	4,000
(二)工事監理等	総合	760	830	890	970	1,000	1,100	1,300	1,400	1,500
	構造	130	150	180	220	250	300	390	470	540
	設備	180	220	250	310	360	450	580	720	830

別表第１１の２　福祉・厚生施設（別添二第十一号（第２類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	1,700	2,200	2,700	3,500	4,300	5,700	8,100	11,000	13,000
	構造	340	440	530	690	830	1,100	1,500	2,000	2,400
	設備	350	480	610	850	1,100	1,500	2,300	3,200	4,000
(二)工事監理等	総合	1,600	1,700	1,800	2,000	2,100	2,300	2,600	2,900	3,100
	構造	130	150	180	220	250	300	390	470	540
	設備	180	220	250	310	360	450	580	720	830

別表第１２の１　文化・交流・公益施設（別添二第十二号（第１類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		300㎡	500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡
(一)設計	総合	850	1,200	1,500	1,900	2,400	2,900	3,800	5,300	6,900	8,300
	構造	430	590	760	920	1,200	1,400	1,800	2,500	3,300	3,900
	設備	230	360	510	650	930	1,200	1,700	2,700	3,900	5,000
(二)工事監理等	総合	380	530	690	840	1,100	1,300	1,700	2,400	3,100	3,800
	構造	130	170	210	250	310	370	460	610	770	910
	設備	180	250	320	380	500	600	770	1,100	1,400	1,700

別表第１２の２　文化・交流・公益施設（別添二第十二号（第２類）関係）　（単位　人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	1,800	2,300	2,800	3,600	4,400	5,700	7,900	10,000	12,000	16,000	19,000
	構造	590	760	920	1,200	1,400	1,800	2,500	3,300	3,900	5,000	6,000
	設備	360	510	650	930	1,200	1,700	2,700	3,900	5,000	7,100	9,100
(二)工事監理等	総合	970	1,300	1,500	2,000	2,400	3,100	4,400	5,700	6,900	9,000	11,000
	構造	170	210	250	310	370	460	610	770	910	1,100	1,300
	設備	250	320	380	500	600	770	1,100	1,400	1,700	2,100	2,600

別表第１３　戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）

（別添二第十三号（第１類）関係）

（単位　人・時間）

床面積の合計		100㎡	150㎡	200㎡	300㎡
(一)設計	総合	710	760	800	860
	構造	140	180	220	290
	設備	110	130	140	150
(二)工事監理等	総合	180	240	290	390
	構造	30	48	66	100
	設備	38	49	59	77

別表第１４　戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）（別添二第十四号（第１類）関係）

（単位　人・時間）

床面積の合計		100㎡	150㎡	200㎡	300㎡
(一)設計	総合	350	490	610	850
	構造	81	97	110	130
	設備	110	130	140	150
(二)工事監理等	総合	180	240	290	390
	構造	30	48	66	100
	設備	38	49	59	77

別表第１５　その他の戸建住宅（別添二第十五号（第１類）関係）

（単位　人・時間）

床面積の合計	100㎡	150㎡	200㎡	300㎡
(一)設計	270	360	430	570
(二)工事監理等	120	170	210	290

別添四

１　設計に関する標準業務に附随する標準外の業務

設計受託契約に基づき、別添一第１項に掲げる設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する住宅性能評価に係る業務
二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第７３条第１項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務
三 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
四 建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第１項に規定する耐震診断その他建築物の地震に対する安全性の評価に係る業務
五 建築物の防災に関する計画の作成に係る業務
六 建築主が第三者に有償で委託した設計の代替案に関する評価に係る業務
七 設計に係る成果図書に基づく詳細工事費の算定に係る業務
八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定による住宅の建築及び維持保全に関する計画の作成に係る業務

２　工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務

工事監理受託契約に基づき、別添一第２項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。

一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第５条第１項に規定する住宅性能評価に係る業務
二 建築物の断熱性や快適性など建築物の環境性能の総合的な評価手法（建築物総合環境性能評価システム）等による評価に係る業務
三 建築主と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務

参考例

例１　本社ビルの場合

◇建築物の概要

敷地	整形・平坦な敷地
用途	本社ビル
延べ面積	10,000 ㎡
構造種別	ＲＣ造
階数	地上７階　地下１階
構造	平面及び立面が不整形
設備	中央管理方式の空調設備等

◇業務報酬の算定の流れ

■【手順１】　標準業務量の算定

・本社ビルは業務施設第２類に相当するので、別表第４の２を用いる。

・また、この事例では平面及び立面が不整形である（建築物の形状が特殊である）ため、構造の難易度による業務量の補正を行い標準業務量を算定する。（具体的には、別表第４の２の業務人・時間数に 1.3 を乗じ、構造に係る標準業務量を算定する。）

・さらに、この事例では中央管理方式の空気調和設備等が設けられている（機能水準が高い設備が設けられている）ため、設備の難易度による業務量の補正を行い標準業務量を算定する。（具体的には、別表第４の２の業務人・時間数に 1.4 を乗じ、設備に係る標準業務量を算定する。）

■【手順２】　総業務量の算定（標準業務に含まれない追加的な業務量の付加）

・標準業務に附随して、標準業務に含まれない追加的な業務（別添四に掲げる業務等）を実施する場合は、標準業務量に追加的な業務に対応する業務量を付加し、総業務量を算定する。

■【手順３】　「ａ．直接人件費」の算定

・総業務量に人件費の単価を乗じ、直接人件費を算定する。

■【手順４】　「ａ．直接人件費」＋「ｂ．直接経費及び間接経費の合計額」の算定

・直接人件費に 2.0（＊）を乗じ、直接人件費、直接経費及び間接経費の合計額を算定する。

＊告示第四により、「ａ．直接人件費」＝「ｂ．直接経費及び間接経費の合計額」＝1.0 として算定するため。

■【手順５】　業務報酬の算定

・「ａ．直接人件費」、「ｂ．直接経費及び間接経費の合計額」の合計に特別経費、技術料等経費及び消費税額相当額を合算して、業務報酬を算定する。なお、業務報酬基準の対象外となる「設計に必要な情報を得るための調査、企画等に係る業務」等を実施する場合は、別途、合理的な方法により報酬を算定し、加算する必要がある。

◇標準業務量の算定

	設計	工事監理等
総合	7, 400	2, 100
構造	2, 000×1. 3＝2, 600	370×1. 3＝481
設備	2, 400×1. 4＝3, 360	830×1. 4＝1, 162
小計	13, 360	3, 743
合計	17, 103	

〈略算表（別表第４の２（業務施設（第２類））〉　　（単位　人・時間）

床面積の合計		500㎡	750㎡	1,000㎡	1,500㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	7,500㎡	10,000㎡	15,000㎡	20,000㎡
(一)設計	総合	2, 000	2, 400	2, 700	3, 300	3, 700	4, 400	5, 500	6, 500	7, 400	8, 800	10, 000
	構造	460	560	640	790	910	1, 100	1, 400	1, 700	2, 000	2, 500	2, 800
	設備	340	450	540	700	850	1, 100	1, 500	2, 000	2, 400	3, 100	3, 800
(二)工事監理等	総合	890	1, 000	1, 100	1, 200	1, 300	1, 500	1, 700	2, 000	2, 100	2, 400	2, 600
	構造	160	180	190	220	240	260	310	340	370	420	460
	設備	83	110	140	190	240	330	490	660	830	1, 100	1, 400

◇業務報酬の算定

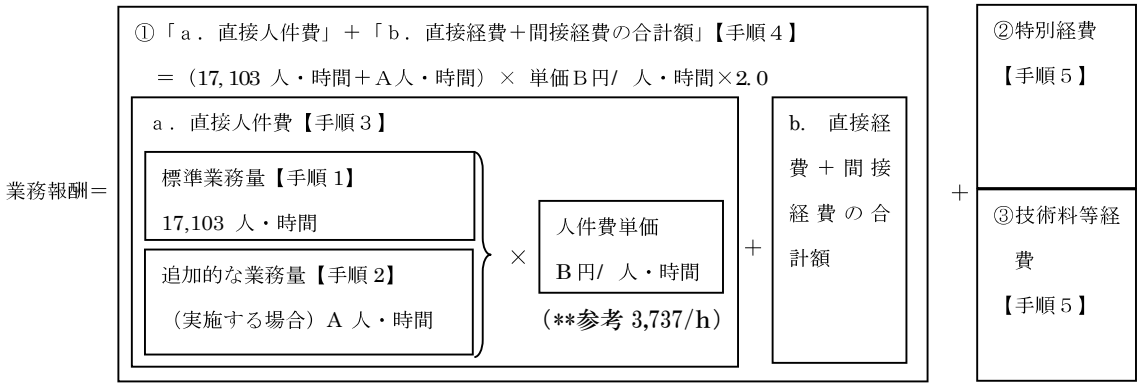

* 上記に消費税相当額を加える必要がある。なお、業務報酬基準の対象外となる「設計に必要な情報を得るための調査、企画等に係る業務」等を実施する場合は、別途、合理的な方法により報酬を算定し、加算する必要がある。

**参考　29,900/8h＝3,737/h

例２　分譲共同住宅の場合

◇建築物の概要

敷地	軟弱な地盤である敷地
用途	分譲共同住宅
延べ面積	5,000 ㎡
構造種別	ＲＣ造
階数	地上 10 階　地下１階
構造	平面及び立面が不整形
設備	一般的な水準

◇業務報酬の算定の流れ

■【手順１】　標準業務量の算定

・分譲共同住宅は共同住宅第２類に相当するので、別表第６の２を用いる。

・また、この事例では平面及び立面が不整形、かつ、軟弱な地盤の敷地である（特殊な敷地上の特殊な形状の建築物である）ため、構造の難易度による業務量の補正を行い標準業務量を算定する。（具体的には、別表第６の２の業務人・時間数に 1.4 を乗じ、構造に係る標準業務量を算定する。）

■【手順２】　総業務量の算定（標準業務に含まれない追加的な業務量の付加）

・標準業務に附随して、標準業務に含まれない追加的な業務（別添四に掲げる業務等）を実施する場合は、標準業務量に追加的な業務に対応する業務量を付加し、総業務量を算定する。

■【手順３】　「ａ．直接人件費」の算定

・総業務量に人件費の単価を乗じ、直接人件費を算定する。

■【手順４】　「ａ．直接人件費」＋「ｂ．直接経費及び間接経費の合計額」の算定

・直接人件費に 2.0（＊）を乗じ、直接人件費、直接経費及び間接経費の合計額を算定する。

＊ 告示第四により、「ａ．直接人件費」＝「ｂ．直接経費及び間接経費の合計額」＝1.0として算定するため。

■【手順５】　業務報酬の算定

・「ａ．直接人件費」、「ｂ．直接経費及び間接経費の合計額」の合計に特別経費、技術料等経費及び消費税額相当額を合算して、業務報酬を算定する。なお、業務報酬基準の対象外となる「設計に必要な情報を得るための調査、企画等に係る業務」等を実施する場合は、別途、合理的な方法により報酬を算定し、加算する必要がある。

◇標準業務量の算定

	設計	工事監理等
総合	5, 600	2, 300
構造	1, 700×1. 4＝2, 380	620×1. 4 ＝ 868
設備	1, 300	410
小計	9, 280	3, 578
合計	12, 858	

〈略算表（別表第６の２（共同住宅（第２類））〉　　（単位　人・時間）

床面積の合計		1, 000㎡	1, 500㎡	2, 000㎡	3, 000㎡	5, 000㎡	7, 500㎡	10, 000㎡	15, 000㎡	20, 000 ㎡
(一)設計	総合	2, 400	3, 000	3, 400	4, 300	5, 600	6, 900	8, 100	10, 000	12, 000
	構造	730	910	1, 100	1, 300	1, 700	2, 100	2, 500	3, 000	3, 500
	設備	510	640	760	950	1, 300	1, 600	1, 900	2, 300	2, 700
(二)工事監理等	総合	1, 100	1, 300	1, 500	1, 800	2, 300	2, 700	3, 100	3, 700	4, 200
	構造	240	300	360	460	620	790	940	1, 200	1, 400
	設備	200	240	270	330	410	490	550	660	750

◇業務報酬の算定

業務報酬＝

①「ａ．直接人件費」＋「ｂ．直接経費＋間接経費の合計額」【手順４】

＝（12, 858 人・時間＋Ａ人・時間）× 単価Ｂ円/ 人・時間×2. 0

ａ．直接人件費【手順３】

標準業務量【手順 1】 12,858 人・時間

追加的な業務量【手順 2】（実施する場合）Ａ 人・時間

× 人件費単価 Ｂ円/ 人・時間 （**参考 3,737/h）

＋ b. 直接経費＋間接経費の合計額

＋ ②特別経費【手順５】

＋ ③技術料等経費【手順５】

* 上記に消費税相当額を加える必要がある。なお、業務報酬基準の対象外となる「設計に必要な情報を得るための調査、企画等に係る業務」等を実施する場合は、別途、合理的な方法により報酬を算定し、加算する必要がある。

**参考 29,900/8h＝3,737/h